

(令和6年4月15日発表)

## 企業版ふるさと納税寄附者 株式会社タイカ様への感謝状贈呈

◆アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●令和6年3月、株式会社タイカ様（本社：東京都）から、静岡市プロスポーツチーム等連携プロジェクトへ企業版ふるさと納税による寄附をいただきました。</li><li>●この寄附金は、寄附者のご意向により、清水エスパルスと連携した地方創生事業に活用していく予定です。</li><li>●謝意を表するため、市長から感謝状を贈呈します。</li></ul> <p style="text-align: right;"><b>【市長の出席 有】</b></p>
◆日時・期間	令和6年4月22日（月）13：30～13：45
◆場所	静岡市役所 静岡庁舎 新館8階 市長応接室
◆内容など	<p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 寄附者挨拶</li><li>3 市長からの感謝状贈呈・お礼の言葉</li><li>4 閉会</li></ol> <p>【寄附者】 株式会社タイカ 代表取締役社長 鈴木 大登（すすき たいと）様</p> <p>【寄附金額】 30,000,000 円</p> <p>【出席者】 株式会社タイカ 代表取締役社長 鈴木 大登（すすき たいと）様 常勤監査役 須藤 明（すどう あきら）様 社長室長 松尾 信太郎（まつお しんたろう）様</p> <p>【静岡市】 静岡市長 難波 喬司（なんば たかし） 観光交流文化局長 望月 哲也（もちづき てつや） 観光交流文化局次長 岩田 智穂（いわた ちほ）</p>
◆寄附の用途	いただいたご寄附は、静岡市プロスポーツチーム等連携プロジェクトに活用させていただきます。

別紙資料 有  
ぜひ当日の取材をお願いします。

【問合せ】 スポーツ交流課（静岡庁舎新館 17 階）  
担当 杉浦、栗田  
電話 054-221-1072



# 静岡市プロスポーツチーム等連携プロジェクト

～スポーツの力で、誰もが健康で心が満たされるまちの実現を目指します～



## スポーツのまち“静岡”

スポーツには「人やまちを元気にする力」「人と人とを繋ぐ力」があります。

静岡市では、これまで本市をホームタウンとするプロスポーツチーム等と連携し、スポーツを活かしたまちづくり・ひとづくりに取り組んできました。



## スポーツの力で共に未来へ！

本プロジェクトでは、これから先の未来、誰もが輝き続けることができるまちとなるために、静岡市とチームとがより一層の連携を図り、“スポーツの力”で、多様化・高度化する地域・社会課題解決へ取り組んでいきます。静岡市とチームだけでなく、企業の皆さまや地域の方々が共通認識を持ち、“自分ごと”として共に取り組んでいただくことが、困難な課題解決につながると考えています。そのハブとなるチームの力を活かすためには、多くの皆さまのご協力が必要です。



- プロスポーツチーム等
- 清水エスパルス 男子サッカー Jリーグ
  - シャンソンVマジック 女子バスケットボール Wリーグ
  - ヘルテックス静岡 男子バスケットボール Bリーグ
  - 静岡ブルーレヴズ 男子ラグビー リーグワン
  - 静岡ジェード 男子卓球 Tリーグ
  - くふうハヤテベンチャーズ静岡 男子野球 ウェスタン・リーグ

寄附後に、選択された対象チームが市外に移転、解散等した場合、寄附金は当該プロジェクトによる事業に活用させていただきます。

## 企業の皆さまのメリット

- CSRの推進  
地域に愛されるプロスポーツチーム等との地域・社会課題解決に向けた取組を通して、企業のイメージアップや認知度向上に期待ができます。
- 静岡市や地域との新たなパートナーシップの構築  
静岡市や地域と、これまでとは違う新たな共生・信頼関係を構築することができます。
- 新規事業への展開  
プロジェクトに参加することで、新たな企業との連携や新しいビジネス展開のチャンスがあります。



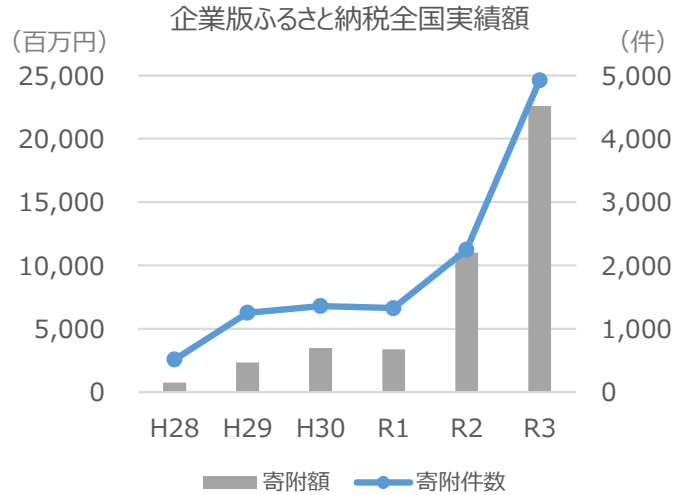


## どんな制度？

国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、**企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大で寄附額の9割が税額控除される制度**です。

### 制度のポイント

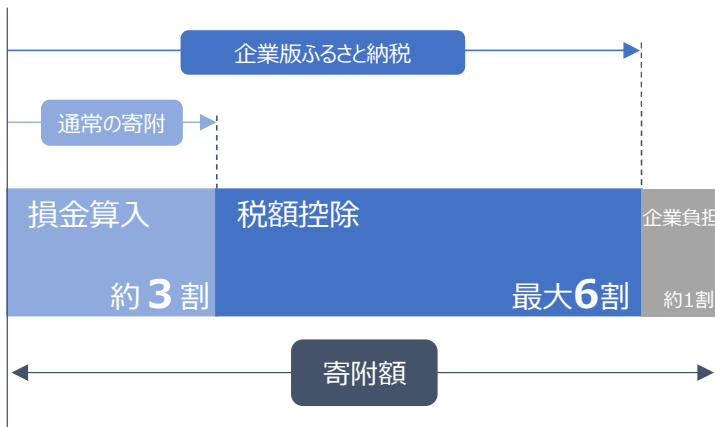
- 寄附の下限は1件10万円
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 本社が市外に所在する企業が対象
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要



## 9割控除って？

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、全体として最大で約9割の税の軽減効果が得られます。

※寄附額が税引前利益の1%までであれば、9割程度の税の軽減効果がありますが、これを超えると軽減効果は減少していきます。



例)1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

## いつまで制度は続くの？

税額控除の特別措置は **令和6年度** までです。

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から令和2年度の税制改正で税額控除の特別措置が5年間（令和6年度まで）延長されています。

## 該当決算期の控除の対象にするには？

決算期が3月末の場合、3月末日までに寄附決済（振込など）が完了していれば、控除の対象となります。

（請求書発行タイミングにて計上を行っている場合はその限りではないため、ご担当の税理士さんにご確認ください。）

寄附決済完了後に、静岡市より「受領証」が発行されます。その証明書にて経理処理を行うことができます。

## 関連サイト

☆企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

☆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について（静岡市）

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\\_000237.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000237.html)

